○農林水産省告示第百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年一月二十七日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　静岡県榛原郡川根本町東藤川字ワナバ三四九の三・三四九の四・字カイジン三五一の一・三五一の二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び広島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年一月二十七日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　広島県広島市佐伯区湯来町大字多田字間部ケ谷一二一三四の一から一二一三四の四まで、一二一五六、一二一五七、一二一五九の一、一二一六〇の一、一二一六〇の二

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び広島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年一月二十七日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　長崎県長崎市西山一丁目九三六の一から九三六の四まで、九四〇の一、九四〇の二、九四二の一、九四二の二、立岩町二一一（次の図に示す部分に限る。）、一〇三から一〇六まで、二一二から二一八まで、三一四の一、油木町一一七の二、一一七の三、江平三丁目五七三から六〇七まで、六〇八の一から六〇八の四まで、六〇九から六二八まで、六三一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長崎県庁及び長崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年一月二十七日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　長崎県長崎市春木町三九四、城山台二丁目二三〇、二三一、三原三丁目一三八、二三八、二八四、二八九、二九〇、二九二、江平一丁目九二四（次の図に示す部分に限る。）、八八二、八八三、八九二から八九八まで、九一二、九一三の一、九一三の二、九一四から九一八まで、九二一から九二三まで、九二五から九三五まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長崎県庁及び長崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年一月二十七日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和五十九年八月二十五日農林水産省告示第千七百五十二号（一に係るものに限る。）、平成四年二月十五日農林水産省告示第二百五十三号（二に係るものに限る。）

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長崎県庁及び長崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年一月二十七日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和六十一年十二月十五日農林水産省告示第千九百九十九号（二に係るものに限る。）

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長崎県庁及び長崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年一月二十七日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　神奈川県足柄上郡山北町世附字日影山八二四の三、字栗ノ木平九二二の一から九二二の三まで

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　立木に係る伐採種は、定めない。

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　神奈川県足柄上郡山北町世附字上ノ山六二八の一、六二八の二、六二九、六三七の一、六三八、六四一のイの二、字日影山八二六の一一、八二六の一三、八二六の三七、八二六の五九、字栗ノ木日影八八二、中川字東澤八六八の八、字西沢八七二のへ、字小塚八九八の力の二、字大仏向九二三の一、九二三の三、玄倉字小畑平五七九の四二、五七九の五一

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を神奈川県庁及び山北町役場に備え置いて縦覧に供する。）